

令和元年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の調達に係る入札可能性調査実施要領

令和元年 9 月 26 日
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
シビアアクシデント研究部門

原子力規制庁では、令和元年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の受託者選定に当たって、一般競争入札（最低価格落札方式）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記 1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

1. 1 概要

原子力規制庁に対して、LLOYD'S REGISTER GROUP LIMITED 社が開発している確率論的リスク評価コード RiskSpectrum PSA について、当該コードの使用に係る権利を供与する。

1. 2 事業の具体的内容

「令和元年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の調達/調達仕様書」による。

1. 3 納入期限

令和元年 11 月 1 日

2. 登録内容

①事業者名

②連絡先（住所、TEL、FAX、E-mail、担当者名）

3. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。

4. 提出先

郵送または E-mail にてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

シビアアクシデント研究部門

城島 洋紀 宛て

【TEL】 0 3－5 1 1 4－2 2 2 4

【FAX】 0 3－5 1 1 4－2 2 3 4

【E-mail】 hiroki_jojima@nsr.go.jp

(登録例)

令和元年○月○日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
シビアアクシデント研究部門

令和元年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の調達について

令和元年○月○日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録致します。

登録内容

① 事業者名 ○○

② 連絡先

住所 ○○

電話 ○○

FAX ○○

Mail ○○

担当者名 ○○

令和元年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の調達

調達仕様書

1. 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達の背景

原子力規制庁では、原子力規制委員会設置法第四条(所掌事務)第十二項に定めるとおり、原子力利用における安全の確保を図ることを目的とした調査及び研究を行う。原子力安全規制に係る課題を解決し技術的知見を蓄積するための安全研究においては、実施の過程で必要な解析検討を原子力規制庁にて実施する場合があります。適切な解析ソフトウェアの調達を含む解析環境の整備が必要である。

1.2 調達の目的

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討において、原子炉施設の確率論的リスク評価の解析に資するため、PRA 解析コード RiskSpectrum PSA（以下「RiskSpectrum」という。）の使用許諾権を調達する。

1.3 期待する効果

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討業務の高度化に資する。

1.4 業務の概要

RiskSpectrum について、以下の内容を含む RiskSpectrum コードの調達に係る契約を締結する。

- RiskSpectrum PSA License One Site のライセンス 10 コピー
- ライセンスの発行手続き
- メンテナンスとサポート（令和元年 11 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）
- その他導入に必要な手続き

1.5 契約期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日

2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

2.1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	平成 29 年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の調達	公募（入札可能性調査）	平成 29 年 12 月	
2	平成 30 年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の調達	公募（入札可能性調査）	平成 30 年 7 月	

2.2 調達案件間の入札制限

なし。

3. 作業の実施内容に関する事項

3.1 作業の内容

(1) 受注者は、原子力委員会原子力規制庁に対し、1.4 に定める項目について令和 2 年度のメンテナンスサービスを供与する。

3.2 納入品目及び数量

	提出書類	提出 部数	提出期限	備考
1	ソフトウェアライセンス	10	納入時	・4.に定める要件定義書による
2	実施体制図	1	納入時	・メンテナンスサービスに係る体制
3	情報セキュリティに関する書類	1	納入時	・4.に定める要件定義書による ・メンテナンスサービスに係る情報セキュリティ

3.3 納入時期及び納入場所

- 納入時期： 令和元年 11 月 1 日
- 納入場所： 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ
シビアアクシデント研究部門
東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 15F

4. 満たすべき要件に関する事項

「令和元年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の調達/要件定義書」による。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

- ・発注者側： 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ
シビアアクシデント研究部門
- ・受注者側： 本業務を統括する実施責任者の役職、氏名を実施体制図に明示すること。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

受注者は、本仕様書に基づく業務の遂行に際して知り得たデータ、知見及び成果等を、規制庁の許可無くして第三者に漏らしてはならない。

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

7. 成果物の取扱いに関する事項

本事業はソフトウェアの開発を行うものではないことから、成果物の取扱いについては定めない。

8. 入札参加資格に関する事項

本事業を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (2) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。
- (3) ISMS 認証を受けていない場合には、それと同様の情報セキュリティ管理体制を構築していることを示すこと。
- (4) 受注しようとするものは、RiskSpectrum の開発元である LLOYD'S REGISTER GROUP LIMITED 社の正規代理店であること。
- (5) RiskSpectrum の使用に係る技術サポートについて、実施体制を構築していること。

9. 再委託に関する事項

本事業はソフトウェアの開発を行うものではないことから、再委託については定めない。

10. その他特記事項

特になし

以上

令和元年度 RiskSpectrum PSA コードの使用許諾権の調達

要件定義書

1. 業務要件の定義

本事業は、原子炉プラント解析コード RiskSpectrum PSA（以下「RiskSpectrum」という。）について、使用許諾権の調達に係る契約を締結する。

2. 機能要件の定義

a) 機能に関する事項

(1) 受注者は、RiskSpectrum のソフトウェアライセンス（10 コピー）を納入する。

(2) 受注者は、ソフトウェアライセンス（10 コピー分）のメンテナンス及びサポート(更新ソフトウェアの提供、ライセンスの変更、発行手続き及び技術サポート)に係る供与を行う。

なお、上述の「技術サポート」には、下記が含まれる。

ソフトウェアの使用に関する技術的問合せに、メールや FAX を通して回答する。

i) RiskSpectrum の使用時に発生する動作上のトラブル及び技術的課題について技術サポートを行うこと。

ii) 開発元によるバージョンアップ、ソフトウェアの脆弱性対策及びその他の不具合の修正が反映された更新ソフトウェアを提供すること。

b) 画面に関する事項

RiskSpectrum が使用可能であることをもって画面に関する要件とする。

c) 帳票に関する事項

RiskSpectrum が使用可能であることをもって帳票に関する要件とする。

d) 情報・データに関する事項

RiskSpectrum が使用可能であることをもって情報・データに関する要件とする。

e) 外部インターフェースに関する事項

RiskSpectrum をインストールするクライアントは全て原子力規制庁の既存の PC とし、外部インターフェースに関する要件は存在しない。

3. 非機能要件の定義

a) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

RiskSpectrum が使用可能であることをもってユーザビリティに関する要件とする。
本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、アクセシビリティに関する要件は存在しない。

b) システム方式に関する事項

RiskSpectrum をインストールする PC は原子力規制庁の既存の PC とする。

c) 規模に関する事項

RiskSpectrum による解析が可能であることをもって規模に関する要件とする。

d) 性能に関する事項

本事業で調達する RiskSpectrum による解析処理の速度、解析に要するメモリ容量等は、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC の仕様に依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため性能に関する要件は存在しない。

e) 信頼性に関する事項

本事業で調達する RiskSpectrum の信頼性については、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC 及びネットワークシステムに依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため信頼性に関する要件は存在しない。

f) 拡張性に関する事項

ソフトウェアの技術的保守に関する契約により、ソフトウェアの機能追加等の場合は更新ソフトウェアの提供を受けること、並びにライセンスサーバ変更等に伴うライセンス再発行が可能であることをもって拡張性に関する要件とする。

g) 上位互換性に関する事項

オペレーティングシステム及びミドルウェアについては、開発元が動作確認した環境(バージョン)にて使用するものとする。バージョンアップに伴いソフトウェアの更新が必要となる場合は、ソフトウェアの技術的保守に関する契約により更新ソフトウェアの提供及び/又はソフトウェアライセンスの再発行を受けることをもって、上位互換性に関する要件とする。

h) 中立性に関する事項

本事業で調達する RiskSpectrum について、開発元の LLOYD'S REGISTER GROUP

LIMITED 社により契約締結日時点において、国内で入手可能かつ各ベンダーのサポート対象である動作環境（ハードウェア及びオペレーティングシステム）で動作することをもって中立性に関する要件とする。

i) 継続性に関する事項

障害、災害等による問題発生時の継続性については、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC に依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため継続性に関する要件は存在しない。

j) 情報セキュリティに関する事項

(1) 本事業に入札しようとする者の適合条件に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。

- i) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。
- ii) ISMS 認証を受けていない場合には、それと同様の情報セキュリティ管理体制を構築していることを示すこと。

(2) 本事業の実施に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。

- i) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- ii) 受注者は、ソフトウェアの納品時に脆弱性の有無と、脆弱性が確認されている場合には対応方法を示すこと。
- iii) 受注者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- iv) 受注者は、本業務の実施にあたり担当官から提供された情報及びその他の知り得た情報について、目的外の利用を行わないこと。
- v) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- vi) 受注者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却又は廃棄すること。
- vii) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

k) 情報システム稼働環境に関する事項

LLOYD'S REGISTER GROUP LIMITED 社により動作確認済で、契約締結日時点に国

内で入手可能かつ各ベンダーのサポート対象となっているハードウェア及びオペレーティングシステムについて、**RiskSpectrum** が動作することをもってシステム方式に関する要件とする。

l) テストに関する事項

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、テストに関する要件は存在しない。

m) 移行に関する事項

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、移行に関する要件は存在しない。

n) 引継ぎに関する事項

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、引継ぎに関する要件は存在しない。

o) 教育に関する事項

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、教育に関する要件は存在しない。

p) 運用に関する事項

ソフトウェアライセンスに付随する技術的保守に関する契約により、インストール時及び使用時に発生する技術的課題について技術サポートを受けることをもって運用に関する要件とする。

q) 保守に関する事項

ソフトウェアライセンスに付随する技術的保守に関する契約により、開発元によるバージョンアップや不具合修正に関する更新ソフトウェアの提供を受けることをもって保守に関する要件とする。

以上